

## 7 例規等

### (1)長岡市国民保護協議会委員名簿

令和5年6月14日現在

会長	長岡市長		
番号	法第40条第4項区分	所属機関	職名
1	第1号委員 (指定地方行政機関職員)	北陸地方整備局信濃川河川事務所	事務所長
2		北陸地方整備局信濃川下流河川事務所	事務所長
3		北陸地方整備局長岡国道事務所	事務所長
4		北陸農政局新潟県拠点	総括農政業務管理官
5		新潟海上保安部	部長
6	第2号委員 (自衛隊に所属する者)	陸上自衛隊第2普通科連隊	第2中隊長
7	第3号委員 (県の職員)	長岡地域振興局地域整備部	部長
8		長岡地域振興局農林振興部	部長
9		長岡地域振興局健康福祉環境部	部長
10		長岡警察署	署長
11		見附警察署	署長
12		与板警察署	署長
13		柏崎警察署	署長
14		小千谷警察署	署長
15	第4号委員 (副市長)	長岡市	副市長
16		長岡市	副市長
17	第5号委員 (教育長及び消防長)	長岡市教育委員会	教育長
18		長岡市消防本部	消防長
19	第6号委員 (市の職員)	長岡市	政策監兼危機管理監
20		長岡市	産業政策監 (地方創生推進部長事務取扱)
21		長岡市	地域政策監
22		長岡市	女性活躍推進担当部長
23		長岡市	DX推進部長
24		長岡市	総務部長
25		長岡市	財務部長
26		長岡市	危機管理防災本部長
27		長岡市	原子力安全対策室長
28		長岡市	地域振興戦略部長
29		長岡市	市民協働推進部長
30		長岡市	福祉保健部長
31		長岡市	環境部長
32		長岡市	商工部長
33		長岡市	観光・交流部長
34		長岡市	農林水産部長
35		長岡市	都市整備部長
36		長岡市	中心市街地整備室長
37		長岡市	土木部長
38		長岡市	教育部長
39		長岡市	子ども未来部長
40		長岡市	会計管理者
41		長岡市	水道局長

番号	法第40条第4項区分	所属機関	職名
42	第6号委員 (市の職員)	長岡市	議会事務局長
43		長岡市	中之島支所長
44		長岡市	参事 (越路支所長事務取扱)
45		長岡市	参事 (三島支所長事務取扱)
46		長岡市	山古志支所長
47		長岡市	小国支所長
48		長岡市	参事 (和島支所長事務取扱)
49		長岡市	寺泊支所長
50		長岡市	栃尾支所長
51		長岡市	与板支所長
52		長岡市	参事 (川口支所長事務取扱)
53	第7号委員 (指定公共機関又は 指定地方公共機関の役職 員)	日本赤十字社長岡赤十字病院	院長
54		東北電力ネットワーク株式会社長岡電力センター	所長
55		東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所	安全総括部長
56		東日本電信電話株式会社埼玉事業部新潟支店	支店長
57		日本通運株式会社中越支店	支店長
58		越後交通株式会社	常務取締役
59		長岡移動電話システム株式会社(FMながおか)	取締役総務部長
60		長岡市消防団	消防団長
61	第8号委員 (知識経験を有する者)	国立研究開発法人防災科学技術研究所雪氷防災研究センター	センター長
62		長岡商工会議所	女性会 会長
63		一般社団法人長岡市医師会	理事
64		北陸ガス株式会社長岡供給センター	センター長
65		えちご中越農業協同組合	経営管理委員会 副会長
66		新潟県長岡郷耕地協議会	副会長
67		株式会社エヌ・シィ・ティ	総務部課長代理

## (2) 長岡市国民保護協議会条例

平成18年3月30日  
条例第3号

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、長岡市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 協議会は、会長及び委員70人以内をもって組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (幹事)

第5条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### (部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### (3) 長岡市国民保護協議会運営規程

平成18年7月21日  
国民保護協議会告示第1号

#### (趣旨)

第1条 この規程は、長岡市国民保護協議会条例(平成18年長岡市条例第3号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、長岡市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (会議)

第2条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 協議会の会議の招集通知には、会議の日時、場所及び附議すべき事項を記載するものとする。
- 3 会長は、必要と認めるときは、協議会の会議に専門委員、幹事その他必要と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

#### (委員の職の代理)

第3条 委員(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第4項第1号から第7号までに掲げる者として市長が任命した者に限る。以下この条及び第6条第5項において同じ。)は、自らに事故があるときは、その職を代理し、又は補佐する者に当該委員の職を代理させることができる。

#### (協議会の会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、協議会に諮って、公開しないことができる。

#### (幹事会)

第5条 条例第5条に規定する幹事の会議(以下「幹事会」という。)は、必要に応じ会長が招集し、幹事のうちから会長があらかじめ指名する者が議長となる。

- 2 幹事会の議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。
- 3 幹事会は、幹事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事会の議長の決するところによる。
- 5 幹事は、自らに事故があるときは、その職を代理し、又は補佐する者に当該幹事の職を代理させることができる。

(部会)

第6条 条例第6条に規定する部会の名称、部会で調査及び審議をする事項等については、会長が協議会の会議に諮って定める。

- 2 部会の会議は、部会長が会長の承認を得て招集し、部会長が議長となる。
- 3 部会の会議は、当該部会に属する委員及び専門委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会の会議の議長の決するところによる。
- 5 部会に属する委員は、自らに事故があるときは、その職を代理し、又は補佐する者に当該委員の職を代理させることができる。
- 6 部会長は、調査及び審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、当該部会に属しない委員及び専門委員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 部会長は、部会において調査及び審議する事項が終了した場合には、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(会議の記録)

第7条 協議会、幹事会及び部会の会議の状況を記録するために、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、長岡市危機管理防災本部において処理する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日国民保護協議会告示第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

## (4) 長岡市国民保護対策本部及び長岡市緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月30日  
条例第2号

### (目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条(同法第183条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、長岡市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)及び長岡市緊急対処事態対策本部(以下「緊急対処事態対策本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 長岡市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

- 2 長岡市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。
- 3 長岡市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に、前3項に規定する者のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第5条 長岡市国民保護現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)に長岡市国民保護現地対策本部長(以下「現地対策本部長」という。)、長岡市国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもつ

て充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。